

## 飯南町導入促進基本計画

### 1 先端設備等の導入の促進の目標

#### (1) 地域の人口構造、産業構造及び中小企業者の実態等

飯南町は、島根県の南部に位置し広島県との県境にある標高約 450m の中国山地に囲まれた自然豊かな高原の町である。人口は約 5,000 人、町の面積は 242.88 km<sup>2</sup> で約 9 割を山林・原野が占めている。高原地帯を活かした良質米や高原野菜の産地であり、また、森林セラピー事業をはじめ、豊かな自然を活かした産業創出に取り組んでいる。

これまでの独自施策として、町内中小企業が行う設備投資やニーズ調査、商品開発等を支援する新産業創出支援補助金等を講じてきたところである。

しかしながら、町内における少子高齢化による人口減少が続き、町内中小企業の人手不足、後継者不足等の課題に直面しており、地域産業基盤が失われかねない状況となっている。人材を確保することが課題となっている現状においては、町内中小企業の生産性の抜本的な向上により、人手不足等に対応した事業基盤を構築するとともに、後継者が引き継ぎたいと思えるような企業にしていこうとする取り組みを支援していくことが、喫緊の課題である。

#### (2) 目標

生産性向上特別措置法第 37 条第 1 項の規定に基づく導入促進基本計画を策定し、中小企業者の先端設備等の導入を促すことで、本町の経済発展につなげることを目指します。

先端設備導入計画の認定件数 年 3 件を目標とする。

#### (3) 労働生産性に関する目標

先端設備等導入計画を認定した事業者の労働生産性（導入促進指針に定めるものをいう。）が年率 3% 以上向上することを目標とする。

### 2 先端設備等の種類

飯南町の産業は、農林業、製造業、サービス業と多岐に渡り、多様な業種が飯南町の経済、雇用を支えているため、これらの産業で広く事業者の生産性向上を実現する必要がある。したがって、多様な産業の多様な設備投資を支援する観点から、本計画において対象とする設備は、経済産業省関係生産性向上特別措置法施行規則第 1 条に定める先端設備等全てとする。

### 3 先端設備等の導入の促進の内容に関する事項

#### (1) 対象地域

本計画の対象区域は、飯南町内全域とする。

## (2) 対象業種・事業

飯南町の産業は、農林業、製造業、サービス業と多岐に渡り、多様な業種が飯南町の経済、雇用を支えているため、これらの産業で広く事業者の生産性向上を実現する必要がある。したがって、本計画において対象とする業種は、全業種とする。

生産性向上に向けた事業者の取組は、新商品の開発、自動化の推進、IT導入による業務効率化、省エネの推進、市町村の枠を超えた海外市場等を見据えた連携等、多様である。したがって、本計画においては、労働生産性が年率3%以上に資すると見込まれる事業であれば、幅広い事業を対象とする。

## 4 計画期間

### (1) 導入促進基本計画の計画期間

国が同意した日から3年間とする。

### (2) 先端設備等導入計画の計画期間

3年、4年、又は5年間とする。

## 5 先端設備等の導入の促進に際し配慮すべき事項

人員削減を目的とした取組を先端設備等導入計画の認定の対象としない等、雇用の安定に配慮する。

公序良俗に反する取組や、反社会的勢力との関係が認められるものについては、先端設備等導入計画の認定の対象としない等、健全な地域経済の発展に配慮する。